

令和4年4月27日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官



令和3年(ワ)第29号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年3月14日

判 決

5

広島県庄原市三日市町309

原 告 高 野 邦 夫

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告 国

同 代 表 者 法 務 大 臣 古 川 禎 久

10

同 指 定 代 理 人 福 本 吉 秀

同 築 谷 和 行

同 花 樹 香

同 尾 世 智 浩

同 竹 内 大 輔

15

同 吉 賀 あ ゆ み

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する令和3年9月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

25

本件は、原告が、東京地方検察庁に送付した告訴状を検察官が原告に返戻した行為は違法であり、これによって原告が精神的苦痛を受けた旨を主張して、

被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、10万円（慰謝料の一部として9万9999円及び告訴手続に要した費用の一部として1円）及びこれに対する不法行為日である令和3年9月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

5           なお、原告は、被告の答弁書の送達を受けた後である令和3年10月26日に当裁判所に提出した訴えの変更申立書により、別件訴訟（広島地方裁判所三次支部平成30年(ワ)第19号）において、国が虚偽の事実を捏造して勝訴したことが原告に対する不法行為を構成するとの請求原因を追加する旨の訴えの変更の申立てをした（以下「本件訴えの変更」という。）ところ、被告は、本件  
10           訴えの変更を許すべきではない旨を主張した。

2 前提事実（当事者間に争いが無い又は証拠等により容易に認定できる事実）

(1) 原告は、令和3年8月14日付けで、東京地方検察庁特別捜査部「直告受理係（検察官）」に対し、被告訴人を「津田廣夫」（なお、「津田廣雄」のことを指すものと考えられる。）及び津田信子（以下、両名を併せて「津田ら」と  
15           いう。）とし、津田らが平成25年春頃に現住所地に転入してきて以来現在まで8年間にわたりゴミを自己の管理する他人の所有地上で焼却し、有害物質を拡散し続けており、焼却場所から離れていない場所に住む原告はゴミ焼却による悪臭に悩まされるという害を被ってきたものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）25条、16条の2に違反する  
20           犯罪行為である旨を記載した「告訴状」と題する書面（以下「本件告訴状」という。）及び焼却状況の写真等の添付資料を送付した（甲1ないし7）。

(2) 東京地方検察庁特別捜査部直告班の担当者は、令和3年9月13日付けで、原告に対し、告訴・告発は犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求め  
25           るものであるから犯罪構成要件に該当する具体的な事実を特定してもらう必要があるが、本件告訴状及びその添付資料では犯罪構成要件に該当する具体的な事実が記載されておらず、告訴・告発事実が十分に特定されているとは

いえないこと、刑事事件については、まず警察が捜査を行い、その後、検察庁に事件を送致し、検察庁で補充捜査を行った上で、最終的な事件処理を行うことが通常の手続となっているところ、本件告訴状は広島県内での事実について告発する趣旨と思われ、「被告訴人」の所在地も広島県内と思われるので、引き続き「被告訴人」の処罰を求めるのであれば、広島県の警察署等への相談を検討してほしいこと、告訴状等の作成については、刑罰法規について一定程度の理解が必要であるため、弁護士等の法律実務家への相談を検討してほしいことを記載した書面を送付し、本件告訴状を返戻した（以下「本件返戻行為」という。）（甲8）。

### 3 争点及びそれに関する当事者の主張

#### (1) 争点1（本件返戻行為は違法か）

##### （原告の主張）

ア 原告が本件告訴状に添付した証拠となる資料を見れば、津田らが廃掃法に違反して、家庭ゴミを不法に投棄して焼却していることは明らかであり、本件告訴状において犯行場所の特定もされている。

原告が本件告訴状を東京地方検察庁特別捜査部の検察官に提出したのは、所轄警察署及び所轄検察官を信頼することができない事情があったからであるが、告訴をすべき検察官は検察官であれば誰でもよく、告訴を受けた検察官は、原則として告訴を受理すべき義務を負う。検察官は、要件を具備した告訴を受理する義務があるのに、要件を具備した告訴である原告の本件告訴状を受理せず、検察内部の不都合な事実を隠蔽する目的で返戻した。

本件返戻行為は、原告の告訴権を侵害し、公務員職権濫用罪に該当するものであり、違法である。

イ 原告は、犯罪による被害の回復を求めているのではなく、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）230条に規定されている告訴権の侵害による慰謝

料を求めているから、捜査等によって被害者が受ける反射的利益を主張しているものではない。

5 廃掃法1条に定める目的に照らし、同法25条1項15号及び同法16条の2の規定（以下、同規定違反の罪を「不法焼却罪」という。）は、一般的、包括的に環境破壊行為を禁止する趣旨であり、焼却場所の近隣住民等の個人に迷惑、健康被害を及ぼすことも包括的に禁止するものであるから、近隣住民等の住環境も不法焼却罪における保護法益である。原告は、津田らの焼却行為により、悪臭や毒を撒き散らされ、住環境を害されており、犯罪の被害を受けている。

10 (被告の主張)

ア 本件返戻行為が違法であるとの原告の主張は争う。

イ 東京地方検察庁検察官が本件告訴状を告訴状として受理すべき法的義務はない。

15 ウ 国賠法1条1項は、国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して、当該国民に損害を加えたときに、国又は地方公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであるところ、公務員の職務行為についての違法性を判断するに当たっては、その職務行為時を基準として、当該公務員がその法的義務に違反していると認められる場合に限り、国賠法1条1項の適用上違法と評価されるというべきである。また、国家賠償制度が個別の国民の法益を保護するものであることから、個別の国民に対する法益侵害が認められない場合には国賠法上の違法を認める余地はないところ、これについては、単に当該個別の国民の権利ないし利益が侵害されただけでは足りず、当該公権力行使の根拠法令によって保護された権利ないし利益が侵害されたことが必要である。

20

25

刑訴法230条における「犯罪により害を被った者」とは、刑罰法令に

5  
10  
15  
20  
25  
における各犯罪の構成要件該当行為の予定する被侵害法益の主体を指すところ、廃掃法16条の2の規定は、焼却場所について特段の限定をせず、一般的な文言で廃棄物の焼却を禁止しているから、その罰則規定である同法25条とともに、焼却場所の近隣住民等の個人は、構成要件該当行為の予定する保護法益の主体となるものではない。したがって、原告は、不法焼却罪における被害者ではなく、同罪について告訴権を有しないものであり、原告が本件告訴状を提出した行為は刑法239条の告発に当たるものであるから、本件返戻行為によって原告の告訴権が侵害されたとはいえない。

10  
15  
20  
25  
そして、告発が受理される利益は、法律上保護された権利ないし利益とはいえないから、検察官による本件返戻行為が国賠法1条1項の適用上違法と評価される余地はない。

## (2) 争点2 (本件訴えの変更は許されるか)

### (被告の主張)

15  
20  
25  
本件訴えの変更は、請求原因の追加的変更であるところ、訴状における請求原因とは内容が異なる行為について、国賠法上違法であると主張するものであり、訴状における請求原因に関する訴訟資料を利用することができる関係になく、各請求原因の利益主張が社会生活上同一又は一連の紛争に関するものとはいえないから、請求の基礎に変更がないとはいえない。

20  
25  
また、本件訴えの変更を認めれば、新たな審理が必要となり、訴訟手続を著しく遅延させることとなる。

したがって、本件訴えの変更は許されない。

### (原告の主張)

25  
本件訴えの変更は、いずれの請求についても相手方が国であること及び不法行為を理由とするものであることから、同時に審理することが訴訟経済に適うものである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1 (本件返戻行為は違法か) について

(1)ア 廃掃法25条1項15号及び同法16条の2は、①一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却、②他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却、③公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるものを除き、何人も廃棄物の焼却をしてはならず、これに違反して廃棄物を焼却した場合(不法焼却罪)について、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨を定めている。

廃掃法は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている(1条)。不法焼却罪は、生活環境の保全等を担保するため、不適正な焼却行為について罰則を科すこととしたものであり、焼却行為の被害結果は構成要件として規定されておらず、焼却行為の客体として特定の個人が存在することが予定されているものではないのであって、同罪の保護法益として個人的法益が想定されているものではない。そして、刑訴法230条により告訴権を有するものとされる「犯罪により害を被った者」とは、刑罰法令における各犯罪の構成要件該当行為の予定する被侵害法益の主体を指すものと解すべきであるから、焼却行為が行われた場所の近隣住民等の特定の個人は、不法焼却罪の告訴権者には当たらない。

したがって、原告は、不法焼却罪につき告訴権を有しないから、原告が同罪の告訴権者に当たることを前提とする主張は理由がない。

イ なお、原告は、廃掃法1条に定める目的に照らし、不法焼却罪の規定は、

5 一般的、包括的に環境破壊行為を禁止する趣旨であり、焼却場所の近隣住民等の個人に迷惑、健康被害を及ぼすことも包摂的に禁止するものであるから、近隣住民等の住環境も不法焼却罪における保護法益である旨、原告は、津田らの焼却行為により、悪臭や毒を撒き散らされ、住環境を害されており、犯罪の被害を受けている旨を主張する。

しかし、焼却行為によって近隣住民等に害が生じ得るからといって、そのような近隣住民等の個人的法益が当然に不法焼却罪における保護法益であることにはならないし、ア説示のとおり、不法焼却罪は個人的法益を保護法益としているものではない。

10 したがって、原告の前記主張は採用することができない。

- (2) 原告が本件告訴状を送付した行為が刑訴法239条の告発に該当するとした場合、本件返戻行為が国賠法1条1項の適用上違法となるかについて、念のため検討する。

15 国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものである（最高裁昭和53年(オ)第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁）。犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであるところ、告発は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものにすぎない上、告発人は、当該犯罪の被害者の立場にある者ですらないことからすれば、告発人が捜査又は公訴提起によって何らかの利益を受けたとしても、その利益は公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではない。そして、告発が受理されること自体につき、捜査又は公訴提起  
20  
25 によって受け得る利益を離れて独立した法律上保護された利益があるとはい

えない。

したがって、捜査機関が告発を受理しなかったことは国賠法1条1項の適用上違法であるとはいえないから、本件返戻行為は国賠法1条1項の適用上違法であるとはいえない。

5 2 争点2（本件訴えの変更は許されるか）について

本件訴えの変更は、訴状における請求原因とは関連性のない別個の行為を国賠法上違法であると主張して、請求原因を追加するものであり、その追加しようとする請求原因は、訴状における請求原因と社会生活上同一又は一連の紛争に関するものとはいえず、訴訟資料が共通するものでもないから、請求の基礎  
10 に変更がないとはいえない。

したがって、本件訴えの変更は許さない。

3 まとめ

以上の検討結果によれば、原告は、被告に対し、国賠法1条1項に基づき慰謝料等の支払を求めることができない。

15 第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所三次支部

20

裁判官

加藤 弾 



これは正本である。

令和4年4月27日

広島地方裁判所三次支部

裁判所書記官 岩岡 秀 憲

